

令和8年（行コ）第119号

自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求控訴事件

控訴人 梶谷風音ほか4名

被控訴人 国

求釈明申立書

令和8（2026）年7月3日

東京高等裁判所第16民事部ロA係 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 亀 石 倫 子

同 井 桁 大 介

同 岡 香 織

同 谷 口 太 規

同 戸 田 善 恭

同 早 坂 由起子

同 太 田 こもも

控訴答弁書における被控訴人の主張は、母体保護法 28 条の「故なく」の解釈及び男性に対する不妊手術への本件各規定の適用について、いかなる立場に立つものかがいずれも不明瞭である。そこで、控訴人らは、次の各点につき、被控訴人に対して釈明を求める。

第1 母体保護法 28 条の「故なく」について

本件地位確認の訴えの予備的請求は、本件各規定自体が違憲でなかったとしても、控訴人■■■■ら 4 名が、罰則を受けることなく、自らの意思のみに基づいて、医師又は指定医師による不妊手術を受けることのできる地位にあることの確認を求めるものである。

しかし、控訴答弁書における被控訴人の主張によっても、被控訴人が、控訴人■■■■ら 4 名が母体保護法 3 条 1 項所定の要件を満たさずに生殖不能を目的とする不妊手術を受けることについて、同法 28 条の「故なく」に当たると解しているのか否か、また、いかなる場合に同条の「故なく」に該当すると解しているのかは明らかでない。

控訴人らは、原審においてもこの点について釈明を求めたが、被控訴人は、「争点との関連性がなく、釈明の要を認めない」として回答しなかった（令和 7 年 8 月 29 日付け求釈明に対する回答書）。しかし、この点は、本件地位確認の訴えのうち予備的請求の適法性（即時確定の利益の有無）を左右する重要な事項である。

そこで、被控訴人に対し、控訴答弁書 28 頁から 29 頁までに記載された主張に関連して、次の各点について釈明を求める。

- 1 被控訴人は、「控訴■■■■ら 4 名の受ける生殖不能目的手術等が『故なく』実施されるものに当たるか否かは、当該生殖不能目的手術等を実施する時点での具体的状況によって決まるものである」と主張する。

この主張は、控訴人■■■■ら 4 名が母体保護法 3 条 1 項所定の要件を満たさず、かつ、本件通知（甲 90）にいう「単なる産児制限」のみを目的として 2 条不妊手術を受ける場合であっても、そのことのみをもって直ちに同法 28 条の「故なく」に

当たるものではない、との趣旨であるか。そうでない場合は、上記主張の趣旨を明らかにされたい。

- 2 被控訴人は、母体保護法 3 条 1 項所定の要件充足の有無のほか、「具体的状況」として、どのような事情を考慮して、母体保護法 28 条の「故なく」に当たるか否かが判断されると解しているのか。判断要素及び根拠を具体的に明らかにされたい。
- 3 医師が、医学的知見に基づき、控訴人らの妊孕性に対する違和感・嫌悪感の軽減を目的として、控訴人らの同意の下で 2 条不妊手術をすることが相当であると判断した場合、控訴人らに対する不妊手術は「故なく」に当たるか。
- 4 上記 1 ないし 3 について具体的に回答できないとする場合には、その理由を明らかにされたい。

第 2 男性に対する不妊手術について

控訴人らは、本件各規定が男性の不妊手術に対しては適用されていない一方で、女性の不妊手術に対しては適用されている点において、憲法 14 条に違反する旨主張した。

これに対し、被控訴人は、「母体保護法 3 条は、被施術者が男性である場合も適用されるものであり（同条 2 項）・・・本件各規定に男女間の不平等は存在しない」としながらも、「仮に、男女間で不妊手術の実施件数に差が認められたとしても」、その理由は「医療機関にとって、男性に対する不妊手術のための人的・物的態勢の整備は、女性に対する不妊手術のための人的・物的態勢の整備と比べてはるかに容易である」という「男女間の生物学的差異に由来する不妊手術の術式の差に起因すると考えるのが合理的である」と主張する（控訴答弁書 24 頁以下）。

しかし、控訴人らは、男性については母体保護法の規制が及ばず、本件各規定の要件を充足しない、いわば違法な施術が公然と広範に行われていることを指摘した上で、その取扱いの差異の憲法 14 条違反を主張している。他方で、被控訴人の主張は、仮に、男性について施術が広範に行われている実態があり、その結果として「男女間で不妊手術の実施件数に差が認められ」とした場合に、男女間の不妊手術の実施件数

に差が生じる理由について述べるにとどまる。被控訴人は、男性に対する不妊手術につき、医療機関が公表している実施件数と政府統計において把握されている実施件数に著しい差が生じている原因が、男性に対する不妊手術には母体保護法の要件が適用されていないことにあるとの控訴人らの主張に対する認否及び被控訴人の具体的な主張を明らかにしていない。そこで、被控訴人に対し、次の各点について釈明を求める。

- 1 被控訴人は、男性に対する不妊手術について、母体保護法3条2項及び同条1項所定の要件を満たさず、かつ、本件通知（甲90）にいう「単なる産児制限」のみを目的として不妊手術を受ける場合であっても、適法に実施され得ると解しているのか。
- 2 1について、適法に実施され得ると解している場合、その根拠は同法28条の「故なく」にあるか。
- 3 2について、「故なく」にあるとする場合、被控訴人は、男性に対する不妊手術が産児制限のみを目的とする場合であっても、直ちに「故なく」には当たらないと解しているのか。
- 4 3について、そのように解している場合、被控訴人は、「男性に対する不妊手術のための人的・物的態勢の整備は、女性に対する不妊手術のための人的・物的態勢の整備と比べてはるかに容易である」という事情を、男性に対する不妊手術が「故なく」に該当しない根拠として主張しているのか。それとも、不妊手術の適法性の有無にかかわらず、単に、医療機関が不妊手術を行うに当たって、その容易性が実施件数に影響していると主張するにすぎないのか。
- 5 男性に対する不妊手術について、医療機関が公表している実施件数と政府統計において把握する件数との間の差異が生じている原因が、男性に対する不妊手術には母体保護法が適用されていないことにあるとの控訴人らの主張に対する認否及び被控訴人の具体的な主張を明らかにされたい。

以 上